松江市喀痰吸引等研修事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、指定介護サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定介護サービス事業者等」という。）が、その所属する介護職員に対し社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第10条に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の資格を取得するために必要な研修受講費を負担又は補助する事業を実施した場合に、事業実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関して、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条　この補助金は、認定特定行為業務従事者の増加を促進することにより喀痰吸引等（法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）の必要な者が適切な介護サービスを受けられることを目的とする。

（補助事業者）

第3条　この補助金の交付の対象となる者は、市内の指定介護サービス事業者等であって、法第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者又は法附則第27条第2項に規定する登録特定行為事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であるもの（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第4条　この補助金の交付の対象になる費用は、市内の指定介護サービス事業者等で業務に従事する者が次に掲げる条件をすべて満たす喀痰吸引等研修（法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。以下同じ。）を受講する場合の、当該研修の受講費（テキスト代及び保険代を含み、研修受講する職員が移動するための交通費は含まない。）とする。ただし、対象とできる受講費に係る受講者は、1補助事業者につき4人を上限とする。

⑴　島根県及び法附則第11条第2項に規定する登録研修機関又はそれらと同等と市長が認めたものが実施するもの

⑵　補助金の交付申請を行った年度内に完了するもの

⑶　補助事業者が所属する法人等が自ら主催し、同法人等に所属する職員に受講させる研修でないもの

（交付額の算出方法）

第5条　この補助金の交付額は、別表の左欄に定める研修区分ごとに、研修受講者1　人につき、同表右欄の額を上限として、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

（交付の制限）

第6条　研修受講に当たり、他の補助金等を受ける場合は、この補助金の交付を受けることができないものとする。

（実績報告）

第7条　補助事業者は、この補助金の交付の対象となる研修が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に補助金の交付の対象となる者の実地研修の修了が確認できる書面の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

（補助対象となる研修受講者の責務）

第8条　この補助金の交付を受けて研修を受講した者は、最低でも3年間は市内の指定介護サービス事業者等で業務に従事するよう努めるものとする。

（終期）

第9条　この要綱に基づく補助金の交付の終期は令和9年3月31日とする。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成30 年6月1日から施行する。

附　則

この告示は、平成31 年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和2 年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和3 年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和4 年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和5 年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

研修区分	上限額
第１号研修・第２号研修	６０，０００円
第３号研修	３０，０００円